

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月1日(月)午前9時30分から午前10時57分

2. 開催場所 消防庁舎2階 中会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番 宮島 勇
会長職務代理者	2番 野澤 典生
農業委員	3番 青木 博子
	4番 飯澤 誠
	6番 上島 栄子
	7番 赤羽 秀介
推進委員	春日 昭利
	立澤 富朗
	根橋 俊夫
	大井田 亨
	小松 英幸
	有賀 則幸
	瀬戸 真一

4. 欠席委員(1名) 5番 小野 耕一

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

<農業委員会ネットワークへの諮問案件確認>

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

議案第5号 非農地の承認について

議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について

議案第7号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局長次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
書記 役場産業振興課農政係係員 小松 由季
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

それではあらためまして農業委員会総会に入らせていただきます。本日の総会ですけれど、5番の小野委員から欠席の連絡をいただいております。それでは開会を野澤会長職務代理、お願いいたします。

(開会)

<野澤会長職務代理>

おはようございます。9月1日は210日ということで、私たち農業関係は厄日となっております。これから収穫の時期に向けて大変になっていきます。農地パトロールもありますけれど、本日は総会での慎重審議をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(会長あいさつ)

<宮島会長>

あらためましておはようございます。今、コロナ感染拡大ということで非常に動乱しております。また、猛暑の関係で熱中症と、大変なご苦勞をなさっています。稲のほうはだいぶ黄色くなってきて、上々の収穫が予想されている状況下と思います。また、委員会で育てているソルガムの成長も予想以上の生育状態で楽しみです。これから農地パトロールということで、ご苦勞様ですけれども、いずれにしても自分の地域の農地がどんな状況になっているかということを再確認できますので、よろしく願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<宮島会長>

6番の上島委員さんと7番の赤羽委員さん、よろしく願いします。

<赤羽事務局長>

それでは議事に入りますので、進行を会長の方でお願いいたします。

(議事)

<宮島会長>

それでは議事に入らせていただきます。議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願ひします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～3番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

宮城県^{たがじょうし}多賀城市東田中…丁目…番…号にお住まいのAさんが所有いたします、
大字小野字^{おおにわ}大庭…番、地目は畑、面積435㎡を、
塩尻市大字^{かたいし}広丘堅石…番地…にお住まいのBさんが取得するものです。

こちらは、令和4年7月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のBさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は4アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、小野委員、春日推進委員から意見書をいただいております。

<春日推進委員>

6月に事務局の方と小野委員と私の4名で現地を確認してまいりました。空き家に隣接した農地ということで、先ほど説明があったような所有権の移転ということです。こちらの農地につきましては、地籍調査で境の部分は明確であり問題ない案件です。よろしくご審議の程お願ひします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。(異議無し)無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

岡谷市山手町…丁目…番…号にお住まいのCさんが所有いたします、
大字横川字木曾沢…番…、地目は田、面積316㎡および、
大字横川字木曾沢…番、地目は田、面積510㎡および、
大字横川字木曾沢…番、地目は田、面積416㎡を、
大字小野…番地…にお住まいのDさんが取得するものです。

こちらは、令和4年7月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のDさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は12アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、飯澤委員、立澤^{たてざわ}推進委員から意見書をいただいております。

<飯澤委員>

ただいま事務局から説明のありましたとおり、空き家に付随した農地の取得下限面積に関する要件というところで既に審議いただいておりますので、あらためて3条の申請が出ております。重複しますが、現地については地図のとおり空き家に隣接する農地でありまして、いずれも地籍調査が終了しておりまして、境界杭も入っております。Dさんが5年以上耕作できるのかという判断ですが、Cさんのほうから小屋に耕運機や田植え機、バインダー等も譲り受けておりまして、継続されるという判断をいたしましたので意見書を提出いたしました。ご審議をお願いします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。

<立澤推進委員>

住所なんですけれど、字が木曾沢と書いてありますが、ここの地域はちょうど木曾沢とにら沢に分かれているんです。空き家のところは境界線で、にら沢と認識しているんですが、木曾沢でいいんですか？

<事務局>

土地の登記簿謄本には木曾沢と記載されています。

<宮島会長>

他に何かありますか？（異議無し）無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。
（全員挙手）

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいの E さんが所有いたします、

大字伊那富字南原…番…、地目は畑、面積2127㎡および、

大字伊那富字南原…番…、地目は畑、面積1231㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいの F さんが取得するものです。

譲受人の F さんは、以前から申請地を貸借にて耕作されており、このたび申請地を取得し、農業経営の安定を図りたいということでもあります。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は39アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、上島委員、大井田推進委員から意見書をいただいております。

<上島委員>

8月18日に大井田さんと私と譲受人の F さんと現地を見てきました。先ほど言われたとおり、譲渡人の E さんは高齢で耕作はできず、F さんがずっと耕作をしていましたが、ここで取得ということになりました。境界もはっきりしておりますので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～6番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は4ページを、配置図は5ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいの A さんが所有いたします、

大字伊那富字スクモ…番…、地目は畑、面積249㎡を、

大字樋口…番地…にお住まいの B さんが取得し、事業所用地を拡張し、駐車場を新設するための申請であります。

譲受人の B さんは、松本市で自動車、二輪車等の販売修理業を営んでおりますが、町内および近隣市町村の顧客対応のため、利便性の良い物件を購入し、現在開業の準備を進めているところであります。既存建物に展示スペース、事務所、工場等を配置した際に、先月の総会において許可を受けました土地の駐車場スペースだけでは不足するため、申請地に来店客用2台分の駐車場と、修理預かり車両の置き場としたい計画です。

申請地は鉄道と国道に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、既存建物の拡張であり、位置的代替性がなく許可はやむを得ないと判断いたします。

この件につきましては宮島会長、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<根橋推進委員>

この案件は先月の議案にもありましたが、B さんという辰野町出身の方が、自動車やバイクの販売修理工場の拡張ということで申請がありました。会長と私と当事者の B さんご本人にも来ていただいて現地調査をいたしました。特に問題はないと判断しましたのでよろしくお願いいたします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は6ページを、配置図は7ページをご覧ください。

上伊那郡南箕輪村…番地…にお住まいの C さんが所有いたします、

大字辰野字^{かんろい}甘露井…番…、地目は畑、面積300㎡を、

大字辰野…番地にお住まいの D さんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人の C さんは相続にて申請地を取得しましたが、町外にお住まいで耕作の予定もなく、売却を考えておりました。

譲受人の D さんは、現在町内の借家にお住まいですが、将来を考え、申請地を取得し、住宅を

新築したい計画であります。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては宮島会長、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<根橋推進委員>

この案件につきましても、先ほどの同日に会長と私と当事者代理人と確認をしました。説明のあったとおり、住宅建築ということで特に問題はないと判断をいたしましたのでよろしく申し上げます。

<宮島会長>

ただいま説明がありましたけれど、何か質問、ご意見ある方はいますか？（異議無し）無いようですので、許可に賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

<山田事務局次長>

3番、使用貸借権の設定でございます。地図は8ページを、配置図は9ページをご覧ください。

大字辰野…番地…にお住まいの Eさんが所有いたします、

大字辰野字堂村…番…、地目は畑、面積410㎡を、

松本市征^そ矢^や野…丁目…番…号…にお住まいの Fさんが借り受け、住宅の新築をするための申請であります。

譲受人の Fさんは、現在町外のアパートで生活していますが、手狭になったことから、父である Eさん所有の農地に住宅を新築したい計画であります。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては宮島会長、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<根橋推進委員>

この案件につきましては 8月12日に会長と私と代理人に方と現地確認をいたしました。今説明がありましたように、使用貸借ということで、実家の道を挟んだ向かいに住宅を建てるということであります。農地法上特に問題ないと思います。よろしくご審議お願いいたします。

<宮島会長>

ただいまの案件につきまして、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無

いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

<山田事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は10ページを、配置図は11ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいの G さんが所有いたします、

大字伊那富字林下…番…、地目は畑、面積391㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいの H さんと I さんが共同で取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲受人の I さん親子は、現在町内の住宅にお住まいですが、老朽化が進み、交通の便も悪いことから、住宅の隣に畑をもつ G さんとの話し合いを経て、申請地を取得し、住宅を新築したい計画であります。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては上島委員、大井田推進委員から意見書をいただいております。

<大井田推進委員>

8月18日に上島委員と私の2人で現地確認をいたしました。譲渡人の G さんからは以前に現地確認をさせていただいております。現地は南北が住宅で、西側が道路、東側に田んぼがあるんですが、もう既に周りには家が建っている所です。新築の家が平屋ということもあって、幸い田んぼのほうへも無いとはいえないですが、それほどの状況ではないといくことです。境界も下水道も問題なく、宅地としては良好な場所だと思います。

宅地交換を G さんと H・I さんとの間でなされるということになっておりまして、町内の G さんが交換してもらった所の近くに自分の畑があって、それと合体するとまた広い畑になり、メリットがあるということです。以上ですけれども問題ないと判断しましたので、ご審議よろしくをお願いします。

<宮島会長>

ただいまの案件につきましては、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。(異議無し)無
いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

<山田事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は12ページを、配置図は13ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいの J さんが所有いたします、

大字伊那富字大原…番…、地目は田、面積309㎡と、
大字伊那富字大原…番、地目は田、面積993㎡および、
大字伊那富…番地…号にお住まいの Kさんが所有いたします、
大字伊那富字大原…番、地目は田、面積991㎡を、
大字伊那富…番地…に所在する、L が取得し、農機具置場兼農業従事者用宿泊施設を新築するための申請であります。

譲受人の L は、マンションの賃貸事業を行う会社であります。農業事業者の減少をおさえるため、特定技能の登録支援機関である親会社の M と連携し、特定産業分野「農業」と、従事する業務「耕種農業全般」の事業を行うため、1階に農機具置場、2階3階に特定技能者や、近隣で農業事業を営んでいる法人に従事する社員の宿泊施設を新築したい計画であります。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共公益的施設、N 及び O がありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

こちらは農振農用地でありましたが。令和4年7月20日付けで農振除外の公告が済んでおります。また、P 土地改良区からの同意書もいただいております。

この件につきましては野澤代理、小松推進委員から意見書をいただいております。

<小松推進委員>

8月18日に Q、野澤委員、私の3人で現地を確認させていただいております。事情につきましては事務局から説明がありましたが、特定技能ということで農業の産業分野で農業全般の事業を行うということで申請がありました。土地の所有者も農業経営の縮小ということを考えているということで、両者の利害が一致して話になったということです。境界につきましては南側がマンション、東側が R、町道、田んぼに囲まれたところで、明確になっております。道幅につきましては2メートル以上の十分広い道路になっておりますし、上下水道とも完備しているところで、問題ないと思います。周辺の農地の影響なんですけど、3階建ての建物ですが敷地の中の真ん中辺りに建物が建って、周りは駐車場というような形を考えているようで、比較的日影になるようなことはないというふうに考えておりますし、周りの方の同意を得て決めているということでした。よろしくご審議をお願いします。

<宮島会長>

ただいまの案件につきましては、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

【議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計 5 件、17 筆、面積は 8,414.4 m²、詳細は議案書 7 ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】および

【議案第 4 号、農用地利用配分計画(案)について】

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計 2 件、2 筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書 10 ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と 2 筆、1,214 m²について 15 年 4 ヶ月の賃借権を設定するものです。

続きまして農用地利用配分計画(案)については、議案第 3 号で利用権を設定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用権を設定するもので、すべての農地について認定農業者であり人・農地プランに位置づけられた担い手へ集積されます。詳細は同じく議案書 10 ページのとおりであります。A ～ 2 筆、1,214 m²について 15 年 4 ヶ月の賃借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と A との間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べる事ができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<宮島会長>

議案第3号につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。

<根橋推進委員>

参考までにお聞きしたいんですが、中間管理機構農業開発公社が例えば A にあっせんしていただくような業務をしていただくような、例えば今回の A が中間管理から抜けたくなった時の代わりの担い手を開発公社のほうから積極的に何らかの動きをして見つける事務をやっているのかを聞きたい。

<事務局>

そういった事務に関してはやっただけでない。実際は産業振興課の中間管理担当や農業委員が探すということになります。

<根橋推進委員>

その場合、農業開発公社から町長に対して、委託業務として代わりに探してもらおう契約のようなやり取りはあるのでしょうか？

<事務局>

実績はないんですが、制度としてあるか調べさせていただいてもいいですか？基本的には各市町村の担当者がやるということで、実務はこちらでやっている状況です。

<宮島会長>

他にご意見ある方は？(異議なし)それでは、議案第3号につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

議案第4号につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第5号、非農地の承認について1～2番朗読】

<山田事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。

1番、地図は14ページをご覧ください。

埼玉県久喜市野久喜…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字伊那富字梨ノ木…番…、地目は畑、面積638㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は、申請者のお父さんが相続した平成17年には既に山林となっており、現在では場所も特定できない状態であることから、今後農地として利用される可能性もなく、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われま。

この件につきましては、上島委員、大井田推進委員に現地をご確認いただいております。

<大井田推進委員>

8月10日に B、上島委員、私の3名で現地を立ち合いました。現地といっても、下から見たという感じです。とても現地には行かれませんでした。既に山林化しておりまして、しょうがないなということでした。

<宮島会長>

それではこの件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、地図は15ページをご覧ください。

埼玉県加須市旗井^{かぞしはたい}…番地…にお住まいの C さんが所有いたします、大字平出…番…、地目は畑、面積34㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は、町道と水路に挟まれた細長い農地であり、町道があいた際の残地と考えられます。平成10年に道を挟んだ土地に住宅を建てた時には既に草木があり、農地として利用できる状態ではなく、今後も農地として利用する可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われまます。

この件につきましては、青木委員、有賀推進委員に現地をご確認いただいております。

<有賀推進委員>

それではご報告いたします。8月18日に青木さんと D の方と現地を確認しました。この住宅はお母さんが住んでいたんですが、亡くなっていて今は空き家です。その息子さんが埼玉県におりまして、そちらに家がありまして、帰ってくる気持ちはないそうで、D に声をかけていました。今回の土地とセットで売りたいということで、この家を買いたい方は非農家なので農地を買えないということで、ここで非農地申請をしたいということです。

土地は34㎡ということで非常に小さいんですが、申請をしたいということであります。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について朗読】

<山田事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は、大字平出…番…および大字平出…番…の2筆であります。

詳細は議案書の14ページのとおりであります。地図は16ページをご覧ください。

申請地は空き家バンクに登録した物件に付随した農地であり、農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに1筆を設定区域としたいと考えております。

この件につきましては青木委員、有賀推進委員に現地をご確認いただいております。

<有賀推進委員>

8月23日に青木委員と事務局の方2名と現地を確認いたしました。今話がありましたように、申請人のAさんはお母さんが亡くなり、相続の時にこの土地を宅地として譲られました。この家を空き家バンクに登録したところ、購入者が決まり、その購入者がこの土地を付随した農地として家庭菜園で野菜等を作りたいということで申し出をしてきたということでもあります。周りには水田もありますし、隣には畑もあり、野菜等つくっておりますので、周辺の農地にも影響なく問題ないと見てまいりました。ご審議お願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第7号、農業振興地域整備計画の軽微変更について】

<山田事務局次長>

農業振興地域整備計画の軽微変更であります。こちらは軽微な変更ということで農振農用地からの除外ではなく用途の変更を行うものであります。

農振農用地の除外につきましては年に2回、農業振興地域整備促進協議会で審議しておりますが、農地法第4条の届出等軽微な変更に関する用途区分の変更に関しては、農業委員会で審議可能な案件とされております。農業振興地域整備促進協議会は、次回2月開催予定であります。申請者の利益を鑑み、本日の農業委員会総会にて、ご審議いただくこととさせていただきました。

それでは申出の概要であります。

地図は17ページ、配置図は18ページをごらんください。

岡谷市川岸東…丁目…番…号にお住まいのAさん所有の、大字小野字塚の本…番…、地目は田、面積524㎡のうち180㎡を、

農業用倉庫として利用するための申請です。

乾燥機、糶摺り機等の作業スペース、および農業機械の保管のための倉庫を建設するため、用途変更を行うものでありますので、ご承認をお願いします。

また、自己所有の土地での農業用施設への転用に関しては、「農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出」が必要となります。用途の変更が承認されましたら、届出書類を受理し、来月以降の総会の報告事項とさせていただきます。

<春日推進委員>

8月12日に小野さんと私と所有者のAさん、Aさんの会社の方の4名で現地を確認しました。現地は農振農用地であり、地籍調査で境は明瞭になっています。建物ですが、高さが5mほどで周りの農地への影響は軽微であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。無いようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計2件、議案書の17ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

その他

○農業委員会活動記録簿の提出について(事務局 小松)

→総会終了後に前月分の活動記録簿提出を提出していただく。

○第7回長野県農業委員会大会における要請事項について(事務局 小松)

→11月16日に開催される長野県農業委員会大会に提出するご意見等があればお願いしたい。
辰野町からは特になし。

○農業者年金加入推進ニュース No.5 の配布について(事務局 小松)

→別紙参照

○農地相談会について(根橋推進委員)

→第2回農地相談会 8月17日(水)10時~12時、役場第2会議室で行われた。

(根橋推進委員)

2名の方相談に見えられた(別紙参照)

今回の相談にもあったが、今後農地の処分というような問題は増えていく。農業委員会だけで解決できる問題ではなく、山林や原野というのものもあるし、こういう問題をどう解決していくかが大きな課題だと感じた。

<赤羽事務局長>

第2回目は2名の方ということでご対応いただきました。農地以外の相談もあろうかと思います。家があれば空き家バンク制度を活用したり、そこに山林や原野もあれば含めながら、それぞれに話すことも可能ですので、そういう案内も必要かなと思います。

引き続き、今月21日は会長と立澤さんですので、よろしくお願いします。

○遊休農地発生防止・解消対策(ソルガム栽培)について(根橋推進委員長)

今朝も見てきましたが、想像以上に生育してしまっていて、特徴上、生育に差が出ています。もう少し実り具合を見ないと分かりませんが、場合によっては9月末辺りから刈り取りができるものもあるのかなと思っています。お米のように一斉にというわけにはいかないもので、実ったものから手分けしてでも穂先だけ刈っていくことなのかなと思う。上島JAハウスにてシートを敷いて乾燥。

日程は事務局と相談。実の利用方法については、信州大学に行って聞いてみたり、学校の給食に提供したりというような準備をしていきたい。

<赤羽事務局長>

ありがとうございました。様子を見て適期がきたら刈り取りとなりますので、またご協力をお願いします。

<根橋推進委員>

Aの役員をやっているんですが、この間B地区の営農計画についてどうするかということについて、B営農の役員の皆さんと懇談しました。Bは中山間等で活動されているんですが、Aでは主に水田を活用したそば栽培をやっています。今は中間管理機構を通じた利用権設定になっているんですが、一部解約をしたいという意向が出ている。そうするとAとしては相対の賃貸契約に移行せざるを得ない。国の交付金を受けていくには、原則は利用権設定をして相対に切り替えて、どうしても地主が売りたいってなったら相対契約を解消して売買していく。ただし、Aと

しては相対で契約してそば栽培を継続していくように切り替えていかなければいけないが、その場合問題になったのは、相手先が相続が発生していて誰が相続人か分からないということがある。利用権設定がすんなりいかない事例が予想される。そうすると交付金の対象にもならない。そうすると、そんなことまで気を使って相続人を検索するとか、時間を要してやってまでやるつもりはないと言われた。そういった手続きを簡略化して、そば栽培を継続するならなんとかいけるけど、このままじゃやらないと言われている。Aとしては何とかして継続してもらいたい。耕作をやめて荒廃農地になってしまうのが目に見えている。そうならないためにも運用を検討してもらいたい。

<赤羽事務局長>

B地区は中山間事業をやっている所なので、それも含めてという段階も考えていきたいと思いますが、なかなか地区によっては交付金が薄くなりつつある傾向はあるので、農業委員会的には確認できるところは確認してやっていきたい。C辺りでは景観というものもありますし、事例をあげていただいて、検討していきたい。

<根橋推進委員>

財産の管理運営について、売買とか利用権設定などのいわゆる処分行為に該当するのとは違って、保存行為、管理行為という概念がある。例えば刺身を夕方まで預かったけど取りに来ない場合、冷蔵庫にいれておく自体は保存行為なんです。その物が本来持っている価値を失わないためにできることが保存行為なんです。農地の場合、田んぼとして事業できる状態に保っておくことは保存行為に該当するんじゃないかとなると、正規な賃貸者契約が成立しなくても何らかの行為が合法的にできるんじゃないかという考えもある。相続人が分からないという土地に関しての一つの考え方かと思っています。管理行為というのは、そこからさらに収益を生むようなこと。最低でも耕していつでも耕作ができる、荒れていない状態であるように何らかの形で保存していき、そこにかかる費用負担はどこかで賄うような制度を踏み込んで考えないと、あっという間に荒廃地になってしまうと非常に恐れている。保存行為ということを表に出す形で農地の管理というものを事務局に検討していただきたい。

<赤羽事務局長>

方向性が出たところでお知らせさせていただきます。

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:10月4日(火)9時30分 役場1階第2会議室

(閉会)

皆さん、長時間慎重審議ありがとうございました。これから農繁期になり忙しくなります。前期の農業委員さんも作業中に手を切ってしまうような事故もありましたので、みなさまも忙しい時ですが、農作業の事故のないように、気を付けていただいて、いい収穫ができるように頑張ってください。今日は大変お疲れ様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印